

令和5年 教育委員会第4回定例会 会議録

日時 令和5年3月14日（火）

午前10時00分～午前11時21分

場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
- (2) 学校職員服務取扱規程及び学校職員出勤簿整理規程の一部改正

第 2 協議

【文化振興課】

- (1) 令和4年度千代田区新指定答申文化財

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則
- (3) 学校健全育成サポートチーム等設置規則及び千代田区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 軽井沢少年自然の家のあり方基本構想（案）について

【指導課】

- (1) 千代田区立公立学校管理職の異動について【秘密会】

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（3月20日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（10名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久

子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真
文化財担当課長	恩田 浩行

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

子ども施設課長	赤海 研亮
---------	-------

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米教育長	<p>今日は、午後1時から本会議があるので、その都合で、10時からに時間変更してもらいました。ご協力ありがとうございます。</p> <p>開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があった場合は、傍聴を許可することとしますので、ご了承ください。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。</p> <p>ただいまから令和5年教育委員会第4回定例会を開会します。</p> <p>本日、教育委員は全員出席です。</p> <p>今回の署名委員は、金丸委員をお願いします。</p>
金丸委員	はい。
堀米教育長	議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。
子ども総務課長	<p>はい。子ども総務課長です。</p> <p>本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、文化財担当課長、教育政策担当課長、指導課長、そして、私の、子ども総務課長です。</p> <p>オンライン出席している幹部職員は、私が職名を呼び上げますので、返事をお願いします。</p> <p>子ども支援課長。</p>
子ども支援課長	子ども支援課長、湯浅でございます。よろしくお願いいたします。

子ども総務課長	子育て推進課長。
子育て推進課長	はい。子育て推進課長、小阿瀬でございます。よろしくお願いいたします す。
子ども総務課長	はい。
児童・家庭支援センター所長	児童・家庭支援センター所長。
子ども総務課長	児童・家庭支援センター、吉田です。よろしくお願いいたします。 学務課長。
学務課長	はい。学務課長、大塚でございます。よろしくお願いいたします。
子ども総務課長	はい。
九段中等教育学校経営企画室長	九段中等教育学校経営企画室長。
子ども総務課長	はい。九段中等経営企画室長、大塚です。よろしくお願いいたします。
堀米教育長	はい。以上のおりの出席状況でございます。 はい。ありがとうございます。 本日の議事日程をご覧ください。日程第3、報告事項のうち、千代田区立 公立学校管理職の異動につきましては、人事に関する事案のため、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として 取り扱わせていただきたいと思いますので、決を採ります。 本件について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いし ます。 (賛成者挙手)
堀米教育長	はい。ありがとうございます。 全員賛成ですので、本件につきまして、会議の最後に取り扱わせていた きます。 また、日程第2、協議事項のうち、令和4年度千代田区新指定答申文化財 につきましては、地域振興部案件のため、先に協議したいと思います。

◎日程第2 協議

文化振興課

(1) 令和4年度千代田区新指定答申文化財

堀米教育長	それでは、日程第2、協議事項に入ります。令和4年度千代田区新指定答 申文化財につきまして、文化財担当課長、よろしくお願いいたします。
文化財担当課長	はい。それでは、令和4年度千代田区新指定答申文化財につきまして、私 のほうからご説明をさせていただきます。 毎年4月1日付で新たに指定をお願いしています千代田区指定文化財につ いて、今回、協議をお願いするという形になります。 区の指定文化財は、毎年、年度当初に、教育委員会から、区指定文化財の 候補について、文化財保護審議会に諮問し、文化財保護審議会において、区 の指定文化財としてふさわしいかどうか、調査、審議し、その結果を教育委 員会に答申しています。今年度は、昨年5月20日に開催された第1回文化財

保護審議会において、教育委員会から諮問した2件の区指定文化財の候補について、調査、審議を行ってまいりました。先月、2月22日に開催された第4回文化財保護審議会において、諮問された2件のうち1件について、区指定文化財として指定することが適当であるとの答申が行われ、今回、その答申を受けて、教育委員会での協議をお願いしたく、ご説明に伺ったところでございます。

それでは、指定文化財の候補について、資料に基づいてご説明をさせていただきます。教育委員会資料、文化振興課の資料をご覧ください。

新指定答申文化財の概要でございます。種別は無形文化財（工芸技術）になります。名称は、江戸手描提灯文字入れ。所在地は、千代田区神田佐久間町二丁目13番地、合資会社吉野屋商店。保持団体は、合資会社吉野屋商店になります。

概要でございます。吉野屋商店は、安政元年に神田で提灯の卸問屋を創業したとされております。様々にお祭りのほうに多くの提灯を製作しているということ。それから、小売店にも卸をしていることとございます。現在、提灯の卸問屋は、区内では吉野屋商店1軒、都内では台東区、新宿区、中央区などに残っておりまして、合計6軒ということになります。

卸業自体は、本来、小売店に提灯を卸していくというふうなことの役割を担っておりますけれども、吉野屋商店は実際に職人も抱えておりまして、卸業でありながら、店舗での提灯の文字入れや紋描きを行っているというところで、こうした職人を抱える卸問屋は、都内では吉野屋商店のみという形になっています。

江戸手描提灯については、この写真にもございますように、白い提灯に手作業で文字や家紋を描いていくという形です。この文字なのですけれども、1回で書くわけではなくて、上から何度も塗っていくということで、塗り直しながら文字や紋の形を整えていくというのが手書提灯の特徴になっておりまして、そのために、いわゆる「手書」の書ではなくて、描くというほうの「手描」の漢字を充てているという形になっています。

この提灯製作には、分業体制が残っているということで、作る場所も分業なのですけれども、吉野屋商店の場合は、描くところも、描き職人の中でも、主に家紋を描くのを得意とする人、それから、文字描きを得意とする人もいて、さらに、提灯の上下につける十化と言われる取り付けの役割も分担しているという形になります。

2番目でございます。指定及び認定について。

指定基準でございます。東京都千代田区指定文化財基準のうち、以下のものに該当するというので、第2の千代田区指定無形文化財の中の工芸技術になります。さらに、工芸技術の中の裏面になりますが、(3)です。区の文化史上とくに重要なものという位置づけで指定をしたいと考えております。

認定基準です。東京都千代田区無形文化財認定基準のうち、以下のものに

相当するということで、工芸技術関係、今回は団体ということなので、2番目の保持団体になります。工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合に、これらの者が主たる構成員となっている団体ということで、今回は、吉野屋商店は、こちらの保持団体という形で認定をするという形になります。

指定及び認定理由です。ちょっとここは読ませていただきます。

江戸手描提灯文字入れは、江戸で仕入れた白張提灯に江戸文字や家紋を手作業で描き入れる伝統的な技術であり、江戸時代以来、江戸・東京で受け継がれてきた。吉野屋商店は、こうした江戸手描提灯を卸す問屋として、社内で描き職人を抱える団体としては都内唯一であり、こうした伝統的な技術を現在まで伝えている。また、分業体制が確立している江戸手描提灯は、文字入れを行う職人一人一人が作業工程を分担し、効率的に数多くの提灯を生み出している。特に、区内で長い歴史と伝統を引き継ぐ神田祭や靖国神社みたままつりに際しては、毎年、膨大な数の江戸手描提灯を製作し、祭礼開催を支えているといっても過言ではない。なお、吉野屋商店は職人の育成に力を入れており、団体としても、今後も伝統的な技術を継承していけるものと判断される。以上から、江戸手描提灯は千代田区無形文化財としての価値があり、吉野屋商店を保持団体として認定するに値するという。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

これは、吉野屋の提灯は見ていると思いますよね。

これにつきまして、ご質問等ありましたら、よろしく申し上げます。

俣野委員、どうぞ。

俣野委員

こういった認定に至る経緯というのですか、推薦というのですか。私もこれはよく存じ上げているのですけれども、どんな経緯でこういう推薦をされてくるのかということ、それが1点と。

もう一点は、20年ぐらい前ですけれども、この親父さんと話したら、もう跡継ぎがないのだよとおっしゃっていたのですけれども、今、後継の技術を継承している方というのは何人ぐらいいらっしゃるのか。その辺、もし分かる範囲で結構ですけれども。

堀米教育長

はい。では、文化財担当課長、お願いします。

文化財担当課長

それでは、まず、推薦のことなのですけれども、これは、文化財の担当のほうで幅広く区内を見ているということで、それで、そこの中から指定文化財にふさわしいものをまず選びまして、それで、そこの中から保護審議会で検討するかどうかというのを決めていただくという流れになっております。

俣野委員

そうですか。

文化財担当課長

はい。継ぐ方が4人いらっしゃって、それで、それぞれの結構年数もばらばらになっていまして、若い方は、多分、五、六年の方もいらっしゃったと思うのですけれど、順番にまた人が入ってきてということで、技術が継承されることになります。

俣野委員
 文化財担当課長
 俣野委員
 堀米教育長

そうですね。後継者ができてよかったです。
 はい。
 ありがとうございます。
 ありがとうございます。
 ほかにご質問よろしいでしょうか。
 金丸委員。

金丸委員

逆に、これを当てはめるのが難しいと思ったのですけれども、保持者、保持団体、感覚的にいうと、2人以上の者が共通の特色を有する後継技術をと
 いうところに入りそうな気もするし、白張提灯から作っていると、単
 に絵描きだけではなくて、その全体が一つの工芸品になるのかと思ったので
 すけれども、字を描くというものをもって、特別にそれを取り上げたという
 のは、何か理由はあるのでしょうか。

堀米教育長
 文化財担当課長

はい。文化財担当課長、どうでしょうか。
 こちらのほうは、工程と提灯卸の部分からさらにというところで、1つの
 作るところから描くところまで、最終的に小売の部分まで、全部一貫してや
 っているというのは、もうここしかないの、そういった意味で、提灯を作
 ることに加えて、この描きを含めたトータルのものを指定していくという形
 で考えました。

堀米教育長
 金丸委員
 堀米教育長
 文化財担当課長
 堀米教育長

よろしいでしょうか。
 はい。
 それで、保持団体が指定されたということですね。
 はい。
 はい。
 ほかにございますでしょうか。
 長崎委員。

長崎委員

こちらは、認定されることで、吉野屋さんに何かメリットという言い方は
 おかしいのですけれども、無形文化財という、そういったことをうたえる以
 外に何かあるのかというのと。あと、こちらの認定というのは、一度されると、
 期間とかが決まっていなくて、ずっと続くものなのか。その辺を教えて
 ください。

堀米教育長
 文化財担当課長

では、2点、お願いします。
 文化財担当課長。
 吉野屋商店さんについては、千代田区の指定無形文化財ということで指定
 させていただくことになれば、何らかの機会にお店のほうで指定されていま
 すということは、PRをしていけると。あと、それから、一部、過去のもの
 みたいなものと、修繕をするときの経費を区のほうで負担できるという
 形になります。
 それから、何でしたか。
 期間。
 指定されたら、ずっとなのか。

堀米教育長
 長崎委員

文化財担当課長	すみません。指定期間ですけれども、基本的には、この団体が継続する限り、今の状態が続いている限りにおいては、継続という形になります。
長 崎 委 員	はい。ありがとうございます。
堀 米 教 育 長	はい。ありがとうございます。 ほかにございますでしょうか。 よろしいでしょうか。
	(な し)
堀 米 教 育 長	これは、次回、議決案件ということになりますので、特に質問がなければ、では、ほかにないようでしたら、これにて、文化財担当課長はご退席いただいで結構です。ありがとうございました。
文化財担当課長	ありがとうございました。

◎日程第1 議案

指導課

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
- (2) 学校職員服務取扱規程及び学校職員出勤簿整理規程の一部改正

堀 米 教 育 長	<p>それでは、日程第1、議案事項に戻ります。</p> <p>議案第5号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。</p>
指 導 課 長	<p>はい。指導課長です。</p> <p>それでは、私からは、議案第5号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について、資料に基づき、説明をさせていただきます。</p> <p>これらの改正につきましては、定年引上げに伴う改正となり、計8本の改正となりますので、ご承知おきいただければと思います。</p> <p>議案につきましては、今お示ししているとおりですけれども、本日は、もう一つの資料を基に説明をさせていただきます。</p> <p>まず、項番1、改正の趣旨につきましては、地方公務員法の一部が改正され、定年引上げによる60歳以降の給与制度や新たな再任用制度が運用されることに伴いまして、関連する8本の教育委員会規則の一部改正を行うものとなります。</p> <p>項番2、改正する規則。資料記載のとおりですけれども、まず、1本目、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則、(2)幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則、(3)教職調整額に関する規則、(4)幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則、(5)幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則、(6)幼稚園教育職員の期末手当に関する規則、(7)幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則、(8)義務</p>

教育等教員特別手当に関する規則となります。

このうち、(6) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則と(7) 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則につきましては、特別区人事委員会勧告に基づく給与改定の中で、規則の改正をご議決いただいているところではありますが、今回、定年引上げに係る改正ということで、改めて提出させていただくこととなります。

続いて、項番3、改正内容でございます。資料を替えさせていただきます。

改正内容につきましては、概要をこの別紙の形でお示しさせていただきました。別紙中段、改正内容の欄をご覧くださいと分かるとおり、実務作業レベルの内容となっておりますので、改正する事項程度の記載とさせていただきます。

例えば、1、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則につきましては、定年前再任用短時間勤務職員の正規の勤務時間、年次有給休暇の単位及び特例、特別休暇等の特例を定める改正をいたします。2番、幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則は、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の数値計算を定める改正をいたします。

以下、別紙記載のとおりとなっておりますので、ご確認ください。

では、資料を替えさせていただきます。4番、新旧対照表につきましては、先ほどご覧いただきました議案第5号別紙のとおりとなっております。こちらの新旧対照表をご確認いただければと思いますので、詳細な説明については省略をさせていただきます。

項番5、施行期日につきましては、令和5年4月1日となります。

なお、こちら、議案第5号ですけれども、一部資料の誤りがありました。大変申し訳ございません。今ご覧いただいております9ページ、第2条(1)、上から5行目になります。「定年前再任用短時間勤務職員」というところですが、こちらは、「。）」となります。大変申し訳ありませんでした。議案につきましては、差替をさせていただきますので、ご了承いただければと思っております。

私からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい。説明は以上です。

ご質問等ありましたら、お願いします。

金丸委員

すみません。

堀米教育長

はい。金丸委員。

金丸委員

すみません。私が冒頭の条文を見ればよかったですけれども、見る時間がなかったので、確認なのですが、定年前再任用短時間勤務職員という、こういう立場の人というのは、定年延長の期間が完全に終わった後も存在すると考えていいのでしょうか。それとも、定年の延長の期間だけこういうのが出てきていて、そのための規定だと考えるべきでしょうか。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 はい。指導課長です。

堀米教育長 定年前再任用短時間職員につきましては、定年延長に伴いまして、段階的に延長されていきますけれども、その定年前までの期間に勤務すると考えますので、63歳が定年でしたらそこまでですか、65歳まででしたらそこまでというような扱いとなります。

金丸委員 すみません。

堀米教育長 はい。金丸委員。

金丸委員 ということは、今回、2年ずつ延ばしていくわけですがけれども、その延ばす期間が完全に終わって、延長がない状態になったときには、こういう立場の方というのは存在するのですか。それとも、そのときになったら、もうこれは意味がないから、条例をさらに改正して、それを削っていくということになるのですか。

堀米教育長 暫定期間の間はということですか。

金丸委員 はい。

堀米教育長 はい。指導課長、お願いします。

指導課長 はい。指導課長です。

堀米教育長 令和14年度以降に65歳の定年という形で完成いたしますので、それ以降は、こういった形の勤務形態はないと認識しております。

堀米教育長 はい。金丸委員。

金丸委員 だから、改定をしなければいけないということですよ。

堀米教育長 はい。

指導課長 ほかにございますでしょうか。

指導課長 よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 それでは、こちらは議案ですので、採決を採ります。

指導課長 賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成により可決されました。

指導課長 続きまして、議案第6号、学校職員服務取扱規程及び学校職員出勤簿整理規程の一部改正につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 はい。指導課長です。

堀米教育長 続きまして、議案第6号、学校職員服務取扱規程及び学校職員出勤簿整理規程の一部改正について、資料に基づき、説明をさせていただきます。

指導課長 新旧対照表、議案第6号、こちらとなっておりますけれども、こちら、別の資料を基に説明をさせていただきます。

堀米教育長 まず、項番1、改正趣旨につきましては、現在、小学校、中学校、中等教育学校の教育職員、都費事務職員、都費栄養職員については、出勤管理を出勤簿への押印、年次有給休暇等の休暇申請を所定の紙様式による申請で行っているところでございます。紙ベースの管理において課題とされておりました。

た、月末や年度末の集計作業に多大な時間を要すること、日々の申請、承認業務の効率化がされていないことなど、事務負担軽減を図ることを目的といたしまして、令和5年4月1日から教職員勤怠管理システムを新たに導入いたします。このシステムの導入に伴いまして、関連規定を整備するほか、併せて、文言整理を行うものでございます。

項番2、改正内容ですが、まず、(1)といたしまして、出勤記録等に係る改正ですけれども、こちらは、システムの導入に伴いまして、出勤記録等の処理方法を改正するものとなります。特に、まず1点目といたしまして、学校職員服務取扱規程につきましては、先ほど少しご覧いただきました議案第6号、新旧対照表でご確認いただけますと、第7条につきましては、「出勤簿」から勤怠管理システムによる「出勤等の記録」に追加しております。また、第8条以降につきましては、年次有給休暇の請求、事故欠勤等の届出等について、変更しております。

また、2点目といたしまして、学校職員出勤簿整理規程については、こちらにも、議案第6号、新旧対照表でご確認いただけますと、規定の名称を、まず、「学校職員出勤記録及び出勤簿整理規程」という名称に改めるとともに、文言整理を行っております。こちらにも改めて議案第6号、新旧対照表をご確認いただければと思います。

続きまして、こちらは、職員証の様式の改正につきましては、職員証の現住所の欄及び生年月日の欄を削除するものです。

こちら、別記様式第1号は、副校長以下の教職員について証明するものとなっております。こちらの下線部の部分を削除するというような形になります。

こちら、別記様式第2号につきましては、校長について、千代田区教育委員会が証明するものとなりまして、同じように、下線部のところについて、削除するものとなります。

資料を戻させていただきます。項番3、新旧対照表につきましては、今ご覧いただきました議案第6号となりますので、またご確認いただければと思います。

項番4、施行期日は、令和5年4月1日となります。

私からの説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

堀米教育長

はい。説明は以上です。

このことについて、ご質問ありましたら、お願いします。

金丸委員。

金丸委員

基本的にはよく分かっているつもりなのですが、出勤簿をつけられない場合、例えば、宿泊行事に連れていくとかがあると思うのですが、そのときには、要するに、これは、出勤簿も合わせて、変更して使っているのだよという趣旨でしょうか。

システムでやれるときは、もちろん全部システムでやるにしても、例え

ば、宿泊行事などに教員が同行する場合には、わざわざ学校に来るわけにいかないで、何かの処理をしなければいけないのですけれども、要するに、システムと、それから、出勤簿と、2つが並行して使われているのだと理解すればいいのでしょうか。

堀米教育長
指導課長

はい。指導課長。

はい。指導課長です。

今、ご質問いただいたのは、令和5年4月1日以降というような認識でよろしいですか。

金丸委員
指導課長

はい。

令和5年4月1日以降につきましては、宿泊行事等に伴う出張につきましても、全部システムでやるということになりますので、例えば、2泊3日の期間でしたら、その期間は出張というような形で、事前に申請をしてから行くというような形になります。出勤簿との併用はございません。

堀米教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

金丸委員
堀米教育長

すみません。もう一点。

金丸委員

はい。

言葉がよく分からなかったのですが、学校職員出勤簿整理規程の3ページ目に7番として、超勤代替時間というのがありますよね。これは、どういうふうなことを意味しているのでしょうか。

堀米教育長
指導課長

3ページ目の何行目。

ここの7番のところですか。

金丸委員
指導課長

はい。

7番、超勤代替時間というところですか。

金丸委員
指導課長

はい。

はい。こちらにつきましては、超過勤務をお金で支払うのではなくて、その分、休暇として扱う。

金丸委員

そうすると、本来は、出勤の日だけれども、それは代替りの休暇なのですよという趣旨ですか。

指導課長

例えば、前日とかに、4時間、超過勤務をした場合に、それをお金で支払うのではなく、4時間はもう別の日に休暇として取得するというときに、超勤代替を使って。

金丸委員

だから、それは、教員は対象になっていない。特給法のあるので、超過勤務というのは、認められないのかと思ったものですから。要するに、一般職の方々のことを言っている。

指導課長

基本的には、今おっしゃっていただいたとおりの認識でよろしいかと思えます。

堀米教育長

はい。

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長 はい。それでは、議案ですので、採決を採ります。
賛成の教育委員は、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 はい。全員賛成により可決されました。

◎日程第2 協議

子ども総務課

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則
- (3) 学校健全育成サポートチーム等設置規則及び千代田区立学校における
パーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

堀米教育長 それでは、日程第2、協議事項に入ります。

千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、
子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。

教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、次回ない
しは最終日31日に議案として上程する予定ですので、本日は、そちらの事前
の協議になります。

改正理由でございます。令和5年度における各部局の組織改正に伴いまし
て、事務局の組織に変更が生じたために改正を行います。

具体的な改正内容としては、子ども総務課に子ども法制担当係長を創設。
子ども支援課は運営支援係を保育管理係とし、保育運営支援係を創設し、運
営支援担当係長を廃止する。子育て推進課のほうの公私連携担当係長を子育
て推進担当係長とするというような改正内容ですが、そちらは組織図でご説
明したほうが分かりやすいですので、こちらの組織図をご覧ください。

こちらは、上から、子ども総務課のほうの2つ目、赤印になっているのが
子ども法制担当係長の新設でございます。こちらは、教育委員会における法
制執務の強化を図るためというところで、担当係長を設置して、業務を遂行
していくという担当になります。

続いて、子ども支援課のほうが、現行、2係2担当係長であったのを、3
係1担当係長に整理するというところでございます。子ども支援課内の調整
機能を強化するために係を整理したということで、3係体制になります。

あと、子育て推進課のほうにあった公私連携担当係長のほうを、公私にか
かわらず、保育指導とか相談の業務を一体的に行っていくために、子ども支
援課のほうに保育指導担当係長を設置し、こちらについても、1増というよ
うな形になっております。

子ども支援課のほうに保育運営支援係を新たに設置するのですけれども、

子ども支援課の全ての補助金等の業務を集約するということをございます。

もう一つは、子育て推進係のほうに子育て推進担当係長を設置するのですが、こちらについては、保育施設への指導検査体制を強化することと、手続のデジタル化を含めた子育てサービス全般に関する総合窓口機能を構築するために、新たに担当係長を設置するというような内容でございます。

そのほかの課においては、変更はございません。こちらの変更を踏まえた庶務規則の一部を改正する予定でございます。

新旧対照表がこちらになっています。今、現行のものが右側、新たなものが左側になっていて、係の設置状況については、今の内容が反映された内容となっております。ただ、ここの別表3のところ、分掌事務については、今、ちょっと鋭意精査中でございます。少し書きぶりが細かい規定内容になっていたものを少し広めに解釈できるような規定整備を予定しているところでございますので、こちらは、議案として上程するまでに、精査したものを委員の皆様にご確認いただきたいと考えてございます。

そのほか、多少、今までの規定の中で、齟齬があった部分とかも修正した上で、議案として上程させていただく予定でございます。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ご質問等ありましたら、お願いします。

金丸委員

はい。よろしいですか。

堀米教育長

はい。金丸委員、どうぞ。

金丸委員

すみません。今の説明をきちんと聞いていなかったからいけないのかもしれませんが、新旧対照表で、第2条の子ども部の中の、今まで、現行規定では、公私連携担当係長となっているのが、左側の改正後は子育て推進担当係長ですが、これは、名称が変わっただけではなくて、役割も変わっているということと理解してよろしいでしょうか。

堀米教育長

はい。子ども総務課長。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。

現行の子育て推進課の公私連携担当係長については、私立と公立の保育園の連携も指導するような担当係長でございましたので、その役割は子ども支援課のほうの保育指導担当係長が主に担っていくような再編になります。

子育て推進担当係長につきましては、先ほどご説明したように、保育施設への指導検査体制を強化ということと、手続のデジタル化を含めた子育てサービス全般に関する総合窓口機能を構築するというようなところでございます。先般から保育需要が減少してきていることと、あと、そうはいつても、子どもを産み育てていく社会の実現のためにということと、子育てサービスについての見直しというか、検討していかなければいけないというところがありまして、改めて担当係長を設置して、推進していくというような

ことを考えてございます。

堀米教育長
金丸委員

はい。金丸委員、どうぞ。

これも、細かいことであれなのですけれども、その後に書いてある、例えば、新旧対照表の2ページ目の現行の(15)番のPTA及びこども110番連絡会に関することとか、3ページ目にある子育て推進課の現行の(6)番ですが、子どもの遊び場事業に関することというのが、改正後の案には何かないような気がするのですが、これはそういう役割がもうなくなってしまったと理解しているのでしょうか。

堀米教育長
子ども総務課長

はい。子ども総務課長。

子ども総務課長です。こちらについて、ちょっと説明が不足していて申し訳ないです。

この(15)番のPTA及びこども110番連絡会に関することは、新たな(13)番のところの学校及び児童福祉施設並びに子どもの安全・安心対策に関することのほうに一部包含されるとともに、PTAに関することは、ほかの区に属しないことというところとも関わるので、そういった形で、中身はほかの項目のところ反映されているというところでございます。

先ほどおっしゃっていた(6)の子どもの遊び場事業に関することなのですが、この(2)の子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例、こちらについて、子どもの遊び場事業というところが、条例に基づく事項として推進していくということがございますので、ここに包含されるという内容です。

そういった見直しをきちんとして、次回、議案のときに上程したいので、そのときにあるように、全てご説明できるようにさせていただきたいと存じます。

金丸委員
堀米教育長

はい。ありがとうございます。

はい。ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

ほかになれば、次、行きます。

続きまして、千代田区教育委員会事務局文書専決規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。こちらの規則につきましても、議案として上程する予定でございます。事前協議となります。

改正理由でございます。学校施設の時間貸しについては、この規則によりますと、部長専決である事案として決裁区分がなされているのですが、この時間貸しはご存じのとおりたくさんあるのですね。たくさんある中で、部長まで決裁を取るという手続がどうかというところを、改めて事務局のほうで見直しさせていただきました。その2段落目にありますように、時間貸しの手続については、許可や減免の基準、それは規則や要綱などにすごく明確

に定められているので、逆に裁量の余地がない事務となっております。こういった裁量の余地がないものをあえて部長専決にするのもどうなのだとあって、子ども施設課長で決裁を行うというふうなところでの規則改正とさせていただきますと存じます。ただし、この定例的なものでないものにつきましては、現行どおり、決裁区分のほうを部長とさせていただきますというふうな内容でございます。

施行期日は、令和5年4月1日を予定してございまして、新旧対照表は別紙のとおりとなっております。

このように文書専決規則というのが様々に事案ごとに定まっているものでございまして、今回、そちらのこの部分だけ改正しようというところでございます。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。説明は以上です。

ご質問等ありましたら、お願いいたします。

長崎委員。

長崎委員

この裁量の余地がないということで、部長ではなく、課長でというのはすごくよく分かるのですが、もともとの時間貸しというのが、通常は、多分、もう既に登録している団体だったりに時間貸しをするのかと思っているのですが、その団体の登録時の裁量というのはこういった形になるのでしょうか。

堀米教育長

子ども総務課長。

子ども総務課長

団体の登録については、別の規定だと思うので、すみません、今、子ども施設課長の所掌事務になってございますので、次回まで再度調べさせていただきますと思います。

長崎委員

はい。今、定例的なものはこういった形でおっしゃられたのですが、定例ではないようなものが、例えば、こういったものがあるのかも、次回で構わないので、例をお示しいただけたら分かりやすいかと思います。お願いします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにごございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、続きまして、学校健全育成サポートチーム等設置規則及び千代田区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則の一部を改正する規則につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。こちらの規則につきましても、議案として上程する予定でございます。

こちらにつきましては、令和4年の11月に教育事務に関する議案に係る意見聴取というところで、千代田区の個人情報保護に関する法律施行条例を制定する際に、教育委員の皆様にもご意見を伺ったというところでございまし

て、そちらの個人情報保護法の改正については、そのときにご説明させていただいたかと存じます。その法律の改正によりまして、地方公共団体における個人情報の保護については、全国的な共通ルールが適用される、法が全て適用される。その中で、法が関わっていない部分については、千代田区の個人情報保護条例ではなくて、千代田区の個人情報保護に関する法律の施行条例というのを施行して、この先、手続を行っていきますよというようなところでございます。

その法の改正とか条例の制定、廃止を受けて、教育委員会が所管する規則についても、その条例を引用している規則がございましたので、今般、改正に照らし合わせた規則の改正案でございます。そちらについて、この2つ、学校の健全育成サポートチーム等の設置規則と千代田区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則、この2つの規則について、それを引用していたというふうなところでございます。

引用部分のほうは、今までは、例えば、「千代田区個人情報保護条例の規定に基づく」となっていたものを、新たなほうは、「個人情報の保護に関する法律の規定に基づき公開又は開示とする」とあるとか、パーソナルコンピュータのほうにつきましても、現行は、「学校が所掌する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるもの」というような定義であったものを、個人情報については、「個人情報の保護に関する法律に規定する個人情報をいう」というような形の改正になってございます。

個人情報の保護に関する法律の施行規則につきましても、例えば、開示請求に係る手数料であるとか、開示決定等の期限であるとか、訂正決定等の期限であるとか、期限の特例であるとか、利用停止決定等の期限であるとか、個人情報審議会の取扱いであるとかということところが、新たに法に定めのないところとして、施行条例として議案として提出されている状況です。

こちらも、4月1日施行予定となっているものでございます。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。説明は以上です。

ご質問等ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

なお、この協議事項4件につきましては、次回、教育委員会の議案として提出させていただく予定でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 軽井沢少年自然の家のあり方基本構想(案)について

堀米教育長

それでは、日程第3、報告事項に入ります。

軽井沢少年自然の家のあり方基本構想(案)につきまして、教育政策担当

教育政策担当課長

課長、説明をお願いします。

はい。本年度4回、基本構想策定委員会のほうを開催しまして、このたび、基本構想（案）として取りまとめたのでご説明をさせていただきます。

表紙のほうのサブタイトルについてですけれども、一応、軽井沢少年自然の家において、何を学ぶのか、この施設での体験を将来にどうつなげていくのか、子どもだけではなく、大人もこの施設で学び続けていくような副題というか、サブタイトルのほうをつけさせていただいたところです。

また、前回、中間のまとめを報告させていただいたかと思うのですが、そのときからの追加事項といたしまして、コストの算定を行ったところで、こちらのほう、その前のページに、解体して新築ですとか一部改修ですとか全部改修ですとかという整備パターンを示させていただきましたが、その整備パターンごとの、これはイニシャルコストのみとなりますけれども、コストを試算している。あと、事業を公設公営でやるのか、民設でやるのかとかというところを検討するために、従来型手法というのは公設公営ですけれども、それと、PFIでやった場合のコスト試算、こちらについては、維持管理、運営費も含めた20年間のコスト試算を行って、どちらのほうが効率的というか、効果的に事業のほうを実施できるのかという検討のために、VFM、Value For Moneyのほうを算定している資料を追加しています。

また、想定される今後のスケジュールということで、従来型手法で建設した場合と、PFI手法などによって建設した場合の想定スケジュールの比較ですとかを行っているところでございます。

資料が前後してしまいましたが、こちらで、想定される運営というページで、上のところが、以前の軽井沢少年自然の家を活用していた際の年間の活用例ですけれども、下に、今後、軽井沢少年自然の家を再整備し直した場合に、どういった形で利用していくのかということで、学校利用は主としていますけれども、それ以外にも、例えば、区民利用ですとか、区内の企業の方々が多いですので、そちらでの研修ですとか、あと、大学とかも多いので、こういったゼミ合宿みたいな形で、様々、区民ですとか、区内の在勤、在宅の方々にも使っていただいて、なるべく軽井沢少年自然の家を空けることなく運営していきたいというところで、活用例のほうを追加させていただいております。

ボリュームがかなりあるので、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。説明は以上です。

ご質問等ありましたら、お願いします。

金丸委員

では、よろしいですか。

堀米教育長

はい。金丸委員。

金丸委員

本当に読んでいて、分かりやすくていいと思ったのですが、他方で、軽井沢町、旅館等の設備は許していないではないですか。そうすると、例えば、

研修目的という名前を入れれば、通常に、例えば、千代田区の企業が人を送り込んでも問題ないのでしょうか。それがちょっと心配だったものですから。

堀米教育長
教育政策担当課長

はい。教育政策担当課長。
教育政策担当課長です。

軽井沢町のほうに事前協議として打合せに伺わせていただいて、主たる利用が学校利用というところで、空いている日数といいますか、空いているところで、そういった区民の方々ですとか、区内の企業の方々の研修合宿などに利用いただくのは問題ないということで、ご回答を頂いております。

金丸委員
堀米教育長
教育政策担当課長
堀米教育長
教育政策担当課長

ありがとうございます。
軽井沢町の方たちも活用できるような形にはなっているのか。
そうですね。

はい。教育政策担当課長。
教育政策担当課長です。

要は、千代田区だけではなくて、軽井沢町の方々にもご利用いただいて、例えば、区民の利用ですとか企業の利用とかも、やはり土日中心になってきたり、長期休みとかのところは主になってくるので、平日利用を促すために、町の方にも利用していただくというところで、軽井沢町の教育委員会とも打合せを行いまして、ぜひ使いたいというところで、ご回答いただいています。

堀米教育長

はい。
ほかにございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(な し)

◎日程第4 その他

子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(3月20日号)

堀米教育長

それでは、次に行きます。日程第4、その他事項に入ります。
教育委員会行事予定表、広報千代田区(3月20日号)につきましては、子ども総務課長、説明をお願いいたします。

子ども総務課長

はい。子ども総務課長です。
3月14日から4月26日までの行事を予定表に掲載してございます。
この中で、3月31日、こちらは、1時から東京都の教育委員会の職員表彰式、それ以外のものもあるのですけれども、表彰式を行いますので、この日の13時からご出席いただきたいというところでございます。教育委員会臨時会のほうも14時からというところで、時間が早くなってございますので、ご承知おきください。

4月に入りますと、入学式等々ございますが、4月の下旬、経営方針等説明会が4日間もわたって入っている状況でございますので、こちらのほうもよろしく願いいたします。

教育委員会行事予定表は以上でございます。

続いて、広報千代田（3月20日号）でございます。こちらについては、子ども部からは2件でございます。児童・家庭支援センターからベビーシッター利用料を補助しますというのと、千代田区の子育て支援員研修というところで、あい・ぽーとステーションの支援員の研修についての記事が載る予定でございます。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

卒業式等で、これから告辞等を読んでいただきます。3月、4月、大変、日程がたくさんありますが、よろしく願いします。

特にここで質問ありましたら、お願いします。

金丸委員

よろしいでしょうか。

堀米教育長

はい。

金丸委員

日程表の関係ですけれども、経営方針等説明会の終わり時間、これは全部14時になっているのですが、それは、14時まで時間を確保しておかなければいけないと理解しなければいけないのでしょうか。

堀米教育長

はい。午前中で終わるかどうかということですね。

では、これは指導課長。

指導課長

はい。指導課長です。

経営方針等説明会は、基本的に、この日程で、今、最終調整をさせていただいてるところで、午前中で何とか終わる形で持っていきたいなどは思っております。

金丸委員

いや。私が聞きたいのは、前にそういうふうな情報は頂いているのだけれども、ここに書いてある以上は、14時までは、ほかの予定を入れないで、確保しておかなければいけないと理解しなければいけないかどうかというところが、私の質問のポイントです。

指導課長

はい。指導課長です。

そうしましたら、午前中で終わるように調整いたしますので、午後の予定を入れていただいて構わないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

金丸委員

ありがとうございます。

堀米教育長

終わりを12時と。終わりが12時というようになるところになるかと思いますが、これは、今までどおり。

では、俣野委員。

俣野委員

同じ。

堀米教育長

いいですか。

俣野委員

はい。

堀米教育長 すみませんでした。

俣野委員 当初、11時10分とか11時40分集合でしたよね。これが、12時で終わるような形にさせていただけるということですね。

指導課長 はい。指導課長です。
若干前後する可能性はありますけれども、午前中で終わる形にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

俣野委員 ありがとうございます。

堀米教育長 その辺、時間がぴちぴちだったということがあるかもしれない。その辺も含めて、今、調整をしておりますので、よろしくお願いいたします。
それでは、いいですか。ほかにご質問よろしいでしょうか。
(なし)

堀米教育長 はい。それでは、教育委員から情報提供等がありますので、よろしくお願いいたします。

佐藤委員 では、佐藤委員からどうぞ。

佐藤委員 はい。品川区でキッズケータイを無償貸与しているということの記事です。千代田区でも、20年前に防災ブザーをそれぞれ子どもたちに配付していると思いますが、防犯ブザーを鳴らす練習なども学校でしているものの、いざ怖い状況になったときに、大きな音を出せるかといったら、なかなか難しいと思うのですが、そのキッズケータイが必ず親につながるとしたら、親に助けを求められると思うと、それを引くことができるかと思うと、防犯ブザーがなかなか使いにくい状況でしたら、だんだんキッズケータイに千代田区も替わっていくと、ありがたいと思ひまして、情報提供させていただきました。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

子ども総務課長 では、子ども総務課長、お願いします。

子ども総務課長 はい。子ども総務課長です。
この品川区の取組について、令和2年から3年にかけて、子ども総務課のほうで、PTAを交えて、検討させていただいたという経緯がございます。もともと子どもがどこにいるか分かるようなシステムが欲しいというようなPTAからのお話もあったところではございます。
その際に、この品川区の取組がGPS機能のものでありますから、個別具体的に子どもの足跡が追えてしまうという辺りで、個人情報の取扱いとして、どう整理するかという部分と、あと、品川区の取組が地域の方たちが通報を受けて、出向いていくような仕組みだったのと、すごく事業規模も1億6,000万というのが単年度経費なので、多分、導入のときにはもっと高かったと思うのですが、そういったようなコスト面のところも考えて、今後、すぐさま千代田区のほうに導入というのは難しいというような検討の経緯がございました。
今般、この記事を見ますと、少し地域住民だけではなくて、ほかの取組も含めた形でというような内容になっているので、改めて、品川区の取組はど

ういったものなのかというのを検討させていただいて、千代田区にそぐうのか、そぐわないのかというところも検討していきたいと考えてございます。

堀米教育長 今、防犯ブザーの関係について、何か課題とかなど、聞いていますか。

子ども総務課長 防犯ブザーについては、直接的な使いづらいつかという、そういう話はないですけども、やはり引張ってしまうと、すごく大きな音が出てしまったりというところで、子どもが間違つてとか、いたづらに引張つて、音を出してしまつて迷惑だみたいなことは、少し届いている状況でございます。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。今の件について、よろしいでしょうか。

佐藤委員 すみません。あと。

堀米教育長 佐藤委員。

佐藤委員 防犯ブザーを持っているのですけれども、電池がなかったり、壊れていたりして、使えていないという子を結構見かけていたので、もちろん点検もして、壊れたら交換ということもしているのですけれども、やはり、いざというときに、本当に犯罪に巻き込まれたときに、それを引張りなさいという指導はしているのだけれど、それがなかなか引張れないのではないかとつところ。やはり大きい声を出せない、大きい音を出したら、みんなが注目してしまうというのがすごく怖いので、防犯ブザーの意味がちょっと薄れてきているかと思つます。

堀米教育長 肝腎なときに、電池切れで使えないというのは。

佐藤委員 そうなのです。結構ある。

堀米教育長 この辺のチェックとか何か学校で対応できているのでしょうか。

子ども総務課長 そうですね。その辺り、現行、どのようになっているかというのを、学校の現場のほうに声を聞いてみたいと思つます。

堀米教育長 はい。そういうことです。よろしくお願ひします。

指導課長 はい。指導課長です。

堀米教育長 はい。指導課長。

指導課長 学校の現場では、例えば、セーフティ教室等々の機会を活用しまして、実際に鳴るか、鳴らないかの確認をしたりですとか、実際に鳴らしてみるとつようなことも、年に数回、学校で対応しているかと感じております。

堀米教育長 ほかによろしいですか。

佐藤委員 はい。

堀米教育長 はい。分かりました。

金丸委員 はい。よろしいでしょうか。

堀米教育長 はい。

金丸委員 お聞きしてつて非常に難しいと思つたのです。要するに、何かがあつたときに、すぐひもを引張るか何かするということができるかという。全く同じ意味で、ケータイを持っていたら、それが使えるのかという問題があつて、要するに、費用対効果も含んで考えなければいけないのですから、果たして、ケータイを持たせて、それがすぐに使える状況なのかどうかというところ

ろが、やはり大きな問題なのかな。

要するに、防犯ブザーではなくて、ケータイだったらうまくいくということには必ずしもならないかもしれないので、その辺は、十分に、例えば、実際に、品川区で、今までに何件ぐらいケータイを使って、危ない状態を解消できたかとか、その辺もちょっと調べていただけるといいかと思います。

子ども総務課長

千代田区の子どもの安全・安心については、こどもの110番の家であるとか、PTAの見守り活動、シルバー人材センターの方たちによる見守り活動、あとは、青色パトロールカーに何か事件が起きたときには、見回ってもらうような取組を循環させてやってきているところですけど、やはり担い手不足というところも、今、結構言われてきていて、人手を確保するのが難しい。あと、共働きなので、PTAとしても、そこにいることが難しいという実情もあるので、そういったことも、全体的に踏まえながら、また、品川区がどのくらいキッズケータイを使って、SOSを出せたのかとか出せなかったのかということも、調査していきたいと思います。

堀米教育長

はい。よろしくお願いします。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

キッズケータイは、ひもを引っ張ると、オペレーターにつながるのですね。児童館で子どもがキッズケータイを持っているのを見て、びっと引っ張ったら鳴ってしまったのだけれど、そうすると、親からすぐに「何かあったの？」と電話が来るのです。品川区は、親も忙しいことがあるので、オペレーターがいて、常時、オペレーターがそれを引っ張ると「どうしましたか？」という反応が来るということで。

金丸委員

要するに、防犯ブザーの代わりに、ケータイの器械がついているという。

佐藤委員

そうです。それで。

堀米教育長

そうすると、位置情報が分かるわけですね。

佐藤委員

はい。ひもを引っ張ると、オペレーターに必ずつながって、オペレーターが親とか近所の人に通報して、すぐ見てくださいということになるということです。

堀米教育長

分かりました。そのことを含めて、また個人情報の件も、品川区と千代田区と違うかもしれないし。その辺も含めて、またちょっと調査ということにいたします。

金丸委員

犯罪者の立場でどう思うか。引っ張った、気がつかなかったけれども、何か声が聞こえてきたら、それをすぐ取って捨てますよね。そういう意味で、どの程度、実効性があるのかということは、逆に言うと、それに何を加えると、子どもたちを守るかということまで考えないといけないのかという気がします。

堀米教育長

はい。分かりました。

では、よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

では、金丸委員、情報提供をお願いします。

金丸委員 はい。すみません。私は、記事をきちんと読んできていないのですが、要するに、スクールカウンセラーの問題で、スクールカウンセラーが必ずしも当初の目的に動いていないのではないかという話がありまして、例えば、学校に都合のいいように、学校がやらなければいけないことをスクールカウンセラーに押しつけるとかというようなことがあって。要するに、本来のスクールカウンセラーの専門職は生かされないで、スクールカウンセラー自身が不満を持っているような状態があるのだというニュースがあったものですから、そうだとするとということで、もし、千代田区で教育長をはじめとして、担当の方々がスクールカウンセラーとの懇談会みたいな形で話を聞いているようなことがあればいいのですけれども、もしなければ、何かそういう機会も設ける必要があるのではないかということでの情報提供でございます。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

これについて、では、児童・家庭支援センター所長、お願いできますか。

児童・家庭支援センター所長

はい。スクールカウンセラーですけれども、区内の小学校、中学校に、こちら児童・家庭支援センターから派遣をしております、月に数回程度、こちらの児家センのほうに来る機会が皆さんありますので、そこで担当の係長ですとか、また、私も定期的に話を伺うといった機会がございます。皆さん、個別のご相談のケースで、どう対応したらいいものかとか、そこは、やはり現場の困り事というのですか、悩みもあつたりするので、我々とかで相談の部門ですとか、教育相談の方、発達支援の担当ともいろいろ個別のケースで相談しながら対応したり、そういったことをしております。

あと、必要に応じて、学校との調整ですとか、そういったこともしているので、基本的に、皆さん、いろいろ難しいケースとかもあつたりするのですけれども、その辺、何か悩んでしまって、困ってしまうみたいな、そういった状況はあまりないのかと思っております。

基本的に、単年度の会計年度任用職員の雇用ですけれども、皆さん継続を希望されていらっしゃるしまして、一部、ご家庭の事情で転勤とか、そういった方はお辞めになってしまうケースもあるのですけれども、皆さん、基本的に勤務を続けて、やりがいを感じて取り組んでいただいているのかと所長としては感じております。

以上です。

堀米教育長 児童・家庭支援センターのほうの所管しているスクールカウンセラー、特に、大きな悩みとかは、今のところないということですね。都のほうのスクールカウンセラーは。

指導課長から。

指導課長

はい。指導課長です。

学校に配置されているスクールカウンセラー、今、吉田所長からも説明があった区のスクールカウンセラーと東京都から配置されている都のスクールカウンセラーとおります。東京都のスクールカウンセラーにつきましては、

学期に1回程度、都の主催の連絡会がございまして、そちらで情報共有ですとか、話を聞くというような制度がございまして。

堀米教育長 あと、例えば、スクールソーシャルワーカーなどもいますよね。この辺については、ちょっと私も会ったり、話を聞いたりとかということがあるのですけれど、この辺について、指導課長、いかがですか。

指導課長 はい。指導課長です。

スクールソーシャルワーカーにつきましても、情報共有、連携ということが非常に重要となってきますので、校内においては、スクールカウンセラーですとか、養護教諭からもしっかりと話を聞いたりですとか、家庭や関係諸機関とも連携を取っているというふうな状況がございまして。

堀米教育長 スクールソーシャルワーカーもいろいろ自らこういふことをやりたいとかというのは聞いたようなことはあるのですけれど、そこら辺はどうですか。

指導課長 はい。指導課長です。

スクールソーシャルワーカーに関しましては、しっかりと制度を確立して、より学校に活用していただくために、マニュアルを作成いたしまして、それを基に、来年度以降、より活用していただくというような形を構築しています。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

現在、そのような状況です。

金丸委員 ありがとうございます。

堀米教育長 よろしいでしょうか。

金丸委員 私が頭にちょっと残っているのは、1つは、スクールカウンセラーのすごい優秀な人からまさに学校で当たっているような人まで、すごく幅広いではないですか。本当に優秀な人材は、やはり区で確保する必要があるのではないかとということも検討する余地があって、もしそうだとすると、全てを果たして、単年度でしたか、1年ごとの雇用にすべきかどうかということも検討する必要があるのではないかと思ったのが1つです。ただし、下手に特定の人を常勤にしまうと、ほかの人との差がついてしまって、それはまた問題が起きてしまうので、なかなか難しいとは思っています。

2つ目は、今、教育長からお話のあったスクールソーシャルワーカーの問題も、当初、千代田区に派遣された段階では、ほとんど役に立っていなかったと僕は見ているのですね。今は、相当役に立つようになったのでしょうか。というのは、何をやっていいか分からない。待ちの状態ですっという、結果として、何もやっていなかったのですけれども、今は、スクールソーシャルワーカーが具体的な事案に対して、かなり積極的に関与している状況なのかということが分からなくて、もし、そういう状況になってきたとしたら、とてもすばらしいと思います。

堀米教育長 その辺について、さっき、スクールソーシャルワーカーについてはお話しいただいたのは、その件もあったものですから、本年度辺りの動きというのは、指導課長、いかがでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。
昨年度からスクールソーシャルワーカー2名配置という形にさせていただきました。それ以前のスクールソーシャルワーカーが役に立っていなかったとは全く思っておりませんが、2名体制になりまして、より地区を分けて、家庭訪問も含めて、臨機応変に動いていただいているかというふうな認識はしております。

堀米教育長 あと、やはり待遇の面で、優秀な方でも、専任であれば、そっちへ行ってしまうという事実はあるのですよね。その辺については、やはりこれからもちょっと検討の余地はあるのかとは思っております。
ほかにございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 はい。それでは、次、行きます。
俣野委員からですが。

俣野委員 はい。これは、新聞からの記事ですけれども、当区の場合、1人1台端末になってきて、いろいろなデータがこれから集まってくるということで、この前、クラウドを使ったような形になるのかということが気になったのですが、その中で、先日、読売新聞に出ていた記事の中で、小中学校は端末が1人1台になることによって、子どもの教育データをどこまで利用できるのかという、その辺のところの方向性というのですか。当区の場合ですと、せっかく上がってきたデータを利活用できないのかななどということをおっしゃっていただきましたので、これは、先の話だと思うのですが、これからだんだんデータがたまっていくことによって、そういうことで、利活用できたらいいということと、あとは、それに伴って、個人情報ですか、その辺がなかなか難しい部分もあるのでしょうかけれども、何かその辺の方向性というのは、端緒で結構なのですかけれども、教えていただければと思います。

堀米教育長 はい。ICTについて、この間も、千代田区のほうのホームページにも載っていたり、一応、いろいろな情報端末に発信できるような形で、ご覧になれるようにしてありますが、指導課長、その辺について、いかがでしょうか。

指導課長 はい。指導課長です。
私も、今、委員がお話しいただいた記事を拝見いたしました。この記事によりますと、確かに、タブレット端末を活用したりですとか、AIによるデータを活用したりすることで、子どもたちの不安や悩みを即座にキャッチすることができる。また、そういったところから、リスク回避につながるのではないかと、そういうところもメリットとしてはあるかと思っております。当然、そういったところで、タブレット端末等を活用する場合には、保護者の方へのしっかりした説明ですとか、個人情報のところの許可を取ったりですとか、あるいは、子どもたちの声もしっかりと聞いていくということも

必要であるかと考えます。

また、一方で、今、お話のあったように、リスクについても、個人情報
の観点、プライバシーの観点から大いにあるのではないかと感じているところ
ですので、その辺りもしっかりと先行事例等を確認しながら、区としても検
討していきたいと思っておりますし、まずは、やはり子どもたちを取り巻く
大事な環境である大人たち、これがいかに子どもたちの声を拾えるか、救え
るかというところもしっかりと対応していきたいと考えています。

堀米教育長 よろしいでしょうか。

俣野委員。

俣野委員 あと、この中でいうと、感情センシングというのですか。端末からいろ
ろ子どもの表情とか、あるいは、いろいろな目の位置とか、そういったもの
を情報を取ることによって、これまで救えなかった子どもをデータによって
救うことができるかもしれないというのが記事になっているのですけれど
も。もしそんなことができたなら、すごくいいという感じも受けるので。もち
ろん個人情報との兼ね合いもあると思うのですけれども、子どもがやはり今
の時点で相当端末に向き合っている時間が長いと思うのですよね。その向き
合っている時間の中から何かそういう子どものいろいろな感情の変化ですと
か、体調の変化ですとか、そういったものが向き合えるような、何かそうい
うものというのはどうなのかという感じを受けさせてもらったのですけれど
も。

指導課長 はい。指導課長です。

今お話しいただきました感情センシング、これにつきましては、文部科学
省でも実証事業として検証しているところと認識しておりますので、当然、
実証事業の結果等もしっかりと確認をしていきたいと思っておりますし、本
区におきましては、そこまでの分析等はできませんけれども、子どもたち
が、毎朝、自分の状況等を入力するようなアプリケーションも活用して、子
どもたちの心理状況の把握というところには行っているところです。

堀米教育長 それをやっているところは。

俣野委員 もう既にある程度はやっているということですよ。

指導課長 実際に、そういうアプリケーションが入っておりますので、朝来たら、そ
れに子どもたちが入力して、今日はあまり調子がよくないとか、そういった
ところが入力できるようなシステムは活用しています。

俣野委員 子どもたちは、先生に直接話すことができなくても、端末に入力するとい
うことはできるという、そんな感じはありますよね。

指導課長 そうですね。

堀米教育長 いずれにしても、基本は対面だと思っただけけれども、やはり言えない子
は、そういった端末を使って、感情を表現するということもできるようには
なっているのですよね。これからの活用の問題がたくさんございますの
で。

俣野委員 せっかく1人1台になっているわけですから、何かいい意味で活用できれ

ばいいと思います。

金丸委員

でも、なかなか難しい問題がいっぱいあると思うのですよね。昔、実は、学生たちに、もし、今の街頭カメラみたいなものを小型化して、1人、虫型カメラを1つつけて、行動を全部監視すれば、犯罪はかなり確保できるだろうと。そういうふうにすることについて、どう思うと聞いたことがあるのですよね。もう今からそれこそ20年ぐらい前ですけれども、それでも、それはいいですねとかという人がほとんどなのです。だから、要するに、個人のプライバシーとか、そういうものに対しての意識がすごく衰えてきていて、ましてや、こういうコンピュータや何かが進んでいっていったときに、監視されていい部分とそうではない部分の区分けをどうやるのかということをしちんと考えておかないと、もう何でもかんでも監視してしまっているのだというようなことになりかねないので、すごくこの問題というのは、実は一見よさそうに見えて、本当にいいのかと僕は思ってしまう、十分に検討しなければいけないと思っています。

堀米教育長

はい。分かりました。

この件については、よろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

ほかにございますか。

俣野委員、よろしいですか。

俣野委員

はい。結構です。ありがとうございます。

堀米教育長

はい。

では、長崎委員、お願いします。

長崎委員

はい。すみません。

今、教員の残業代というのがもともと存在しないというか、そういうのが話題になっているのですけれども。教員以外の職員の方は、残業とかがちゃんとつくのかとか、あと、区採用の講師の方たちの処遇とか、その辺を私は全然把握できていないので、一度、教えていただけたらと思って、よろしくお願いします。

堀米教育長

都の教員以外の。都の職員もか。あと、区の採用の講師と。この辺については、どうなっているのだろうかということですが。

指導課長、よろしいですか。

指導課長

はい。指導課長です。

基本的に、教職員は残業手当がつきません。これは区の講師も含めてというところで、特に、区の講師につきましては、日数、時間、給与体系が決まっておりますので、その時間の中で、時間を効率的に使って、ご勤務いただき、できるだけ残業がないようにということで、声かけをさせていただいているところとなります。

長崎委員

ありがとうございます。

堀米教育長

はい。

ほかに、全体を通してございますでしょうか。

堀米教育長

よろしいでしょうか。

(な し)

はい。ありがとうございます。

それでは、これから人事に関する案件を取り扱いますので、秘密会となります。

傍聴はいませんでしたよね。傍聴がいらっしゃったら、ご退席をお願いします。

休憩いたします。

(休 憩)